

業務指示書

キューバ国運輸交通セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月18日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月24日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸交通セクターに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画分野）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は西語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路分野】

- 1) 類似業務の経験：道路計画分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キューバ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は西語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鉄道分野】

- 1) 類似業務の経験：鉄道計画分野に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年11月27日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3. 業務実施上の条件 7. 本邦招聘に係る費用」における本邦招聘への同行者1名にかかる費用
(国内移動、セミナーでの発表、旅費、宿泊費等含む。計14日間、地方視察計10日間程度を想定。) (ただし、直接人件費、その他原課及び一般管理費は別見積りとせず、本見積りとする。)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(CUC1 = 120.93円, US\$1 = 120.93円, EUR1 = 132.36円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/交通計画分野
道路分野
鉄道分野

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.24 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年12月15日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
キューバ国運輸交通セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／交通計画分野	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路分野	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 鉄道分野	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

キューバにおける運輸交通インフラは、旧ソビエト連邦時代に同連邦の支援により建設されたものが多く、30年以上の間維持管理・補修されながら現在に至って使用し続けられている。インフラの老朽化、及び観光客の急増やキューバ政府の政策に基づく外国からの投資促進等の環境の変化によって、インフラの新規更新の需要が著しく高く、道路、空港、港湾の整備のためには25億米ドル相当の投資が必要であると見込まれている。

キューバは2014年に新外国貿易投資法を発効するとともに、首都ハバナから約50キロメートルに位置するマリエル港を開発特区として整備中である。外国企業の進出及び外国投資を誘致しており、本邦企業の進出も期待されている。また、米国との国交回復の影響もあり、米国からの訪問者をはじめ観光客は増加傾向にある（2015年は前年比で約20～30%増）。また、外資によるホテル建設やゴルフ場建設等、観光地への投資が進められている中、運輸交通インフラ網の整備は、益々増加することが期待されている観光客の増加に対応しきれていない。

かかる状況下、JICAは現在のキューバにおける運輸交通インフラの現状、整備計画、整備・運営の制度等、同セクターに係る包括的な情報収集を行い、国あるいは地域の開発における課題について分析する情報収集・確認調査を行うことにした。同調査は、キューバにおける運輸交通インフラセクターにおけるJICAの協力方針検討のための基礎情報として活用することを目的とする。

2. 業務の目的

キューバ全国の運輸交通セクターに係る情報を包括的に収集、分析することで、同国政府が緊急（向こう1、2年）、短期（～2020年）及び中長期（～2035年）で取り組むべき課題を明確にすることを目的とする。併せて、他国や他援助機関の動向の情報及びキューバで活用が期待される本邦技術に係る情報も収集し、存在する課題の解決策及び日本のODAが果たしうる具体策について整理する。また、キューバの運輸交通セクター関係者が日本の技術及び経験について理解を深め、日本による協力の可能性について意見交換を図るため、本邦招聘を本調査の中で実施する。加えて、JICAが主催する、本調査内容に係る情報発信を目的とする本邦及び現地セミナーの実施を支援する。

3. 対象地域

キューバ全域

4. 業務の範囲

本業務はキューバの運輸交通セクターについて、「2. 業務の目的」を達成するため、

「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成・提出するものである。なお、本業務のカウンターパートは運輸交通省（Ministerio de Transporte : MITRANS）とする。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 調査方針及び工程

本調査の、6. 業務の内容のうち、本邦招聘の実施については2016年1月中旬（2週間強）を目的に実施するよう要員計画及び調査工程を工夫すること。

(2) 相手国関係機関との調整

本調査はJICAの支援方針を検討するための情報収集であり、先方政府からの正式要請に基づく調査ではない。先方関係機関との初回の会合についてはキューバに派遣中のJICA援助調整専門家あるいはJICAキューバ事務所がアレンジし、同行する予定であるが、その後は、JICA本部及びJICAキューバ事務所・JICA援助調整専門家と適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。

(3) 他ドナーとの調整

キューバの運輸交通セクターにおける協力について、他の国際機関及びドナー等の関係者と情報交換を行うこと。また、実施済みの調査結果等を積極的に本調査にも反映させること。

6. 業務の内容

国内作業及び現地作業については、下記内容を基本とするが、コンサルタントは、目的を達成するために効果的な調査方法や調査項目、検討内容、スケジュールを検討し、プロポーザルにて提案を行うものとする。

(1) インセプションレポートの作成

プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、インセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）をJICA関係者に説明し、コメントを反映した上でJICAに提出する。

(2) カウンターパートへの説明

現地業務着手にあたって、インセプションレポートに基づき、運輸交通省及び援助窓口機関である外国貿易投資省に本調査の概要・方針を説明すると共に、関連データ・資料を入手する。特に現地調査実施箇所については、プロポーザルにて提案した箇所を説明のうえ、その妥当性を双方で確認すること。現地調査終了後の結果取りまとめ後は、

運輸交通省の見解・意見を適宜確認し、その計画実現に向けて齟齬が生じないように留意すること。なお、カウンターパート打合せ実施後は、速やかに JICA へ内容の報告を行うと共に、新たな問題点や課題が生じた場合には、その解決に向けて、十分に協議・調整すること。

(3) キューバ運輸交通セクターに係る情報の収集と分析

下記調査項目に係り、既往調査や既存のデータのレビュー、関係省庁・機関へのインタビュー、現地踏査、国際機関やドナー、さらには本邦企業や輸送業者等へのヒアリングを通じて、情報を収集し、それぞれの主要な課題を分析すること。計画・政策等に係る書面での全文が提供されない場合は、部分入手あるいは聞き取りベース等で収集する。これ以外に適切と判断する調査項目については、プロポーザルにて提案すること。

(ア) キューバ政府の国家開発政策方針、運輸交通セクターにおける開発計画、関連政策等

- 2011年に策定された経済社会政策や最新の国家政策の方針（2016年4月頃に第7回共産党大会開催予定）、運輸交通セクターにおいて全国及び主要都市（ハバナ、サンチアゴ・デ・クーバを想定）の開発計画・政策について情報を収集し、整理する。
- 外国からの観光客増加（人数、訪問期間、滞在地、移動手段等）に係る状況を確認し、運輸交通セクターにおける開発計画・関連政策等の中での対応策・計画について確認する。

(イ) 道路、鉄道、港湾・海運、空港・航空分野におけるインフラの整備状況、維持管理・整備計画、法制度、組織体制、課題

以下の点について情報を収集し、整理・分析する：

- 分野毎のインフラの現状及びキューバ政府による整備計画。
- 分野毎のインフラ整備に対する他ドナー、国際機関、外国・本邦企業による資金協力、技術協力、投資の実施状況及び計画。
- 分野毎のインフラ整備に係る法制度、担当省庁・公社等の組織体制。
- 主な施設及びその周辺状況の目視確認や打診などの点検、資産台帳等による書類確認。
- 上記の点を踏まえた課題。

(ウ) 主要都市（ハバナ及びサンティアゴ・デ・クーバ）の都市交通に係る現状、整備計画、関連法規、組織体制、課題

具体的には、以下の点について情報を収集し、整理・分析する：

- 「道路」、「公共交通」、「交通管理」のそれぞれに関する現状（整備状況、施設・

機材・情報の保有・管理状況）、関連計画、関連法規、関連組織（機能・人員・予算・能力等）、他ドナーによる支援動向（支援計画含む）、課題。

- 交通調査関連データの有無、及び有る場合はその内容。
- 土地利用計画の有無、及び有る場合はその内容。
- 主な施設及びその周辺状況の目視確認や打診などの点検、資産台帳等による書類確認。
- ローカルリソース（コンサルタント、研究機関等）の概要（技術者・スタッフ数、調査受注実績等）

(エ) 全国の県間の移動・交通に係る現状、整備計画、法制度、組織体制、課題

以下の点について情報を収集し、整理・分析する：

- 全国の県間の主要道路及び交通管理の現状、計画、体制（組織・予算）。
- 主な施設及びその周辺状況の目視確認や打診などの点検、資産台帳等による書類確認。
- 全国の県間の人々の移動・交通量に係る具体的なデータの有無、有る場合はその内容。
- 公共交通機関の現状、組織・予算体制、整備計画。
- 県間の人々の移動に係る政策・法規則の有無、有る場合はその内容。
- 全国の県間の人々の移動・交通に係る課題。

(オ) 物流に関する現状、政策、法制度、課題

- 物流に係る現状（かかる料金、所要時間、既存のネットワーク、既存のサービス内容等）政策、法制度について、関係機関、キューバへ進出している外国企業及び本邦企業、国際機関、他ドナー等への聴取等により、情報を収集し、整理する。

(カ) 輸出振興・投資促進に関する政策方針

- 新外国投資法において運輸交通に係る方針・計画について整理する。
- マリエル経済特区内及びマリエル経済特区に関わる運輸交通インフラ整備の計画・現状について情報を収集し、整理する。

(キ) 運輸交通セクター関連制度（PPP方式、コンセッション契約等）

- PPP方式及びコンセッション方式にかかる既往調査、法制度、公開情報について、関係機関、受注企業、国際機関、他ドナー、本邦企業等への聴取等により、情報を収集し、整理する。

(ク) 運輸交通セクターの関係機関組織強化、人材育成

- 同セクターにおける関係機関・組織図、人員体制、それぞれの機関の役割に係る情報収集・整理及び、キューバ政府や他ドナー等が実施している人材育成事業に係る情報を収集・整理する。

(ケ) 環境社会配慮にかかる制度及び課題

- 関連法令、環境アセスメント制度（制度概要、承認手続き、関係機関の役割）、住民移転制度、さらに近年の工事における環境社会配慮上の課題や対応（例：マリエル経済特区開発等）に係る情報を収集・整理する。

(コ) 本邦技術に係る情報

キューバで活用が期待される本邦技術に係る情報収集を行うこと。日本国内及びキューバを問わず本邦企業と面談を行う場合は、予め JICA 中南米部に共有し、JICA 職員も適宜同席する。

なお、本邦企業が関心を有する具体的な個別案件についても情報収集を行い、整理すること。また、本調査の方針をはじめ、本邦技術をキューバ関係者へ紹介するための現地セミナーの実施を支援する。

(4) 開発課題の整理、課題解決策及び我が国の ODA が果たし得る具体策の検討

1) (3) の分析を基に、キューバの運輸交通セクターの課題を緊急（向う 1、2 年）、短期（～2020 年）及び中長期（～2035 年）に整理の上、解決策の検討を行う。短期、中長期の解決策については、対応すべき項目及び優先度と各項目に対する課題解決の方向性をリスト形式で取り纏めること。なお、それぞれの課題に対し、①抽出された課題解決の為に官民が果たすべき役割（日本の ODA、民間企業、他ドナー）、②本邦の知見及び技術活用の可能性が分かるように記載すること。さらに、同セクターの課題については、特に以下の事項が及ぼす影響に関する考察についても記載すること。

(ア) マリエル港の整備がキューバの運輸交通や本邦企業の物流活動に及ぼす影響に関する考察

(イ) 観光セクターの開発が運輸交通網及び物流に及ぼす影響に関する考察

(5) 本邦招聘の実施及び本邦・現地セミナーの実施支援

キューバの運輸交通セクター関係者が日本の技術及び経験について理解を深め、日本による協力の可能性について意見交換を図るため、本邦招聘を本調査の中で実施する。実施期間は 2016 年 1 月のうち、2 週間強、招聘人数は計 5 名（副大臣 1 名、局長・課長級 4 名）を想定する。

また、①同招聘期間中に、本邦関係省庁、日本企業、大学等の関係者を対象に、東京において招聘者による発表を内容としたセミナー及び、②現地調査期間中に、同調査方

針や本邦技術の紹介等、及び調査結果を、キューバ側関係省庁、関係機関と共有するための現地セミナーの実施を支援する。

(6) ドラフト・ファイナルレポートの作成

本調査の成果を踏まえたドラフト・ファイナルレポートを作成する。

(7) ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議（「第二次現地調査」期間にて実施。）

ドラフト・ファイナルレポートの説明に当たっては、JICA からも出張を予定しており、同出張者と協力し、ドラフト・ファイナルレポート（我が国の協力の方向性等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(8) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに係る先方政府関係者との協議内容を踏まえ、JICA 中南米部と変更点について協議・確認の上、ファイナルレポートを作成する。提出の詳細については、以下7. 1及び7. 4のとおり。

7. 成果品等

7. 1 調査報告書

1) インセプションレポート

記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画

提出時期： 2016年1月上旬

提出部数： 和文4部、西文5部

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： 第1次現地調査及び第1次国内作業の結果

提出時期： 2016年4月中旬

提出部数： 和文4部、西文5部

3) ファイナルレポート

記載事項： 全調査結果

提出時期： 2016年6月上旬

提出部数： 和文4部、西文5部、CDR（西文、和文共に）3部

7. 2 コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当

機構に報告する。

7. 3 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

7. 4 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

7. 5 本邦招聘・セミナーの実施支援

実施期間：2016年1月のうち、2週間強。

招聘人数（予定）：5名（副大臣1名、局長・課長級4名の計5名を想定）。

第3. 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年1月上旬に開始し、本邦招聘及び現地調査を経て、2016年4月中旬までにドラフト・ファイナルレポート、2016年6月上旬にファイナルレポートを作成し、これをJICA本部に提出する。なお、以下の工程表は現時点での想定であり、年度内の本邦招聘・セミナー実施時期以外は変更可能。具体的な調査行程はプロポーザルで提案すること。

月	2015年度						2016年度					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
現地作業												
国内作業 (うち、本邦招聘)												
報告書		▲					▲				▲	
		インセプション					ドラフトファイナル				ファイナル	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計約20.15M/Mを目途とするが、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

(2) 業務従事者の構成（案）

(ア) 総括／交通計画分野（2号）

(イ) 道路分野（3号）

(ウ) 鉄道分野（3号）（対象国経験・語学力評価せず）

(エ) 港湾・海運／物流分野

(オ) 空港・航空分野

(カ) 都市交通分野

(キ) 法制度／組織強化分野

(ク) 環境社会配慮分野

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

特になし。

4. 調査団の執務スペースの借上げ

キューバ側からの提供は想定されていないところ、借上費用を本見積りに含めること。

5. 機材の調達

業務上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 通訳

本調査には現地あるいは第三国（メキシコ等）からの通訳（英語/日本語⇄スペイン語）の配置を認める。但し、経費は直接費のみとする。備上を希望する場合は、必要経費を本見積書に記載すること。

7. 本邦招聘に係る費用

本邦招聘及びセミナーの実施支援に係る費用としては、本邦招聘への同行者1名にかかる費用（国内移動、セミナーでの発表、旅費、宿泊費等含む。計14日間、地方視察計10日間程度を想定。）を積算の上計上し、別見積りとする（ただし、直接人件費、その他原課及び一般管理費は別見積りとせず、本見積りとする。）。それ以外の費用としては、本件主管部のJICA中南米部による負担を予定している。

8. 現地再委託調査

本業務従事者が、現地再委託が必要と判断する業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委

託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。
なお、現地再委託費は本見積として計上すること。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所及び JICA 援助調整専門家や在キューバ日本大使館などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同専門家と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同専門家と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要としない。

(4) 便宜供与

本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められるが、便宜供与に係る JICA キューバ事務所及び JICA 援助調整専門家の支援を必要とする場合は、中南米部に連絡・協議すること。

以 上

